

○高砂市建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第93条の2及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 建築計画概要書等の閲覧場所（以下「閲覧場所」という。）は、都市創造部都市住宅室建築住宅課とする。

(閲覧の時間等)

第3条 建築計画概要書等を閲覧に供しない日（以下「閲覧場所の休日」という。）は、高砂市の休日を定める条例（平成元年高砂市条例第21号）第2条第1項に定める日とする。

- 2 閲覧場所における建築計画概要書等の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 市長は、建築計画概要書等の整理をする場合その他必要があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧の時間を変更し、又は閲覧場所の休日を設けることができる。
- 4 前項の規定により臨時に閲覧の時間を変更し、又は閲覧場所の休日を設ける場合は、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第4条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧簿に閲覧理由、閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）を特定する情報その他必要な事項を記入して閲覧の申請をしなければならない。

- 2 閲覧者がやむを得ない理由により閲覧簿に建築物等を特定する情報を記入することができない場合において、当該申請が法第93条の2の規定の趣旨に適合すると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該情報の記入を要しない。

(閲覧の方法)

第5条 閲覧者は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。

- 2 建築計画概要書等の閲覧は、当該建築計画概要書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録を印刷物として出力したもの又はディスプレイの画面等に出力したものを閲覧させることによって行うものとする。
- 3 閲覧者は、建築計画概要書を閲覧し終えたときは、速やかに職員へ報告し、これを返納しなければならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築計画概要書等の閲覧の停止を命じ、又は閲覧の拒否をすることができる。

- (1) 建築計画概要書等を損傷し、汚損し、若しくは加筆した者又はこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) この規程に違反した者又は職員の指示に従わない者
- (4) 法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して閲覧をする者
- (5) 写真機その他の機器により建築計画概要書等を撮影し、若しくは複写した者又はその恐れがある者

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年７月６日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。